

令和4年6月1日

会員各位

一般社団法人 奈良県保険鍼灸マッサージ師協会

会長 石田 善紀

事務局長 中松 厚二

審査委員長 野村 武史

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費の改定について

平素より、保険事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、**令和4年6月1日**より実施されることになりましたので、お知らせ致します。

今回は厚労省からの正式な発表が6月1日であった為、また改定の内容について精査していた為、その分会員の先生方にお知らせするのが少し遅くなってしまいましたが、ご理解の程、宜しくお願ひ申し上げます。

今回の変更点は以下の通りとなりますので、お間違いのないようご注意願ひます。

会員の皆様には、今後とも療養費の適正化についてご協力を頂けますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

●はり・きゅう

| | 現 行 | 引上額 | 改定後 |
|------------------|--------|-----|--------|
| 初検料 はり又はきゅう（1術） | 1,770円 | 10円 | 1,780円 |
| 初検料 はり・きゅう併用（2術） | 1,850円 | 10円 | 1,860円 |
| 電療料（1回につき） | 30円 | 4円 | 34円 |

●あん摩マッサージ指圧

| | 現 行 | 引上額 | 改定後 |
|-------------------|------|-----|------|
| 温罨法（1回につき） | 110円 | 15円 | 125円 |
| 温罨法+電気光線器具（1回につき） | 150円 | 10円 | 160円 |

●はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧共通

| | 現行 | 引上額 | 改定後 |
|----------|------|-----|------|
| 施術報告書交付料 | 460円 | 20円 | 480円 |

●療養費の計算について

今回の改定で、一部負担金と請求額の計算の際に小数点以下の端数が発生するケースが出てきます。計算方法は、一部負担金の1円未満の金額を四捨五入して計算してください。

ただし、受領委任に参加していない保険者等、中には四捨五入ではない計算方法でやっているところも存在する可能性もございますのでご注意ください。

計算方法の例を以下に示しましたので、参考にしてください。

例1 療養費合計額が1584円、1割負担の場合

一部負担金は158.4円の1円未満の金額を四捨五入して**158円**となり、請求額は1584円－158円＝**1426円**となります。

例2 療養費合計額が3325円、3割負担の場合

一部負担金は997.5円の1円未満の金額を四捨五入して**998円**となり、請求額は3325円－998円＝**2327円**となります。

●療養費支給申請書の「給付割合」欄の○印について

申請書右上の「給付割合」欄につきまして、改定前は原則、国保と退職者医療で○印が必要でしたが、改定後は国保と退職者医療に加え、後期高齢者医療でも○印が必要となりますのでご注意ください。

●往療内訳表の書式が変更されました

内訳表の上部に「出張専門の施術者の場合（ ）」の欄が追加され、該当する施術者は（ ）に○印を記載して提出することとなりました。変更後の往療内訳表は同封しておりますので、ぜひご利用ください。

●その他

疑義解釈資料についても発表されており、それについても同封しておりますのでご確認ください。

●療養費取扱い研修会について

療養費取扱い研修会を令和4年8月上旬頃に予定しております。新型コロナウイルス感染症との兼ね合いもあり、対面とオンラインによるハイブリッド形式で行う予定ですが、詳細は後日、改めてお知らせ致します。

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）
 （傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(問47) 施術管理者が患者等から支払をうける一部負担金の金額は、どのように計算するか。</p> <p>(答) 施術に要した費用（取扱規程第 3 章の16の算定基準により算定した額）に患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じる（1円単位で計算）。なお、1円未満の金額は、<u>四捨五入の取扱いとすること。</u> また、<u>施術所の窓口において、一部負担金の徴収方法に関する揭示（1円未満の金額は四捨五入を行い、1円単位で計算する旨）を行うことにより、患者等との間で混乱が生じないようにする。</u>（取扱規程第 3 章の19）</p> | <p>(問47) 施術管理者が患者等から支払をうける一部負担金の金額は、どのように計算するか。</p> <p>(答) 施術に要した費用（取扱規程第 3 章の16の算定基準により算定した額）に患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じる（1円単位で計算）。</p> <p>また、<u>施術所の窓口において、一部負担金の徴収方法に関する揭示を行うことにより、患者等との間で混乱が生じないようにする。</u>（取扱規程第 3 章の19）</p> |
| <p>(問 61) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、<u>施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があるが、患者が認知症などにより確認ができず家族もいない場合など真にやむを得ない場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてもよいか。</u></p> <p>(答) 事例のような場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてやむを得ないものと考えられる。この場合、代理で確認した者の氏名、患者又は家族との関係及び代理で確認した理由を申請書に記入すること。（取扱規程第 4 章の 24(5)）</p> | <p>(問 61) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、<u>施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があるが、患者が認知症などにより確認ができず家族もいない場合など真にやむを得ない場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてもよいか。</u></p> <p>(答) 事例のような場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてやむを得ないものと考えられる。（取扱規程第 4 章の 24(5)）</p> |

(新設)

(問 62-1) 「はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号厚生労働省保険局長通知) の別添 1 「受領委任の取扱規程」の第 4 章の 24 の (5) により、「施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで申請書の代理人欄の申請者欄に署名を求めること。併せて、被保険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受けること。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。」とされているが、この場合の施術者等による代理記入の方法は、手書きでなければならないのか。

(答) 施術者等による代理記入の方法は、手書きに限らず、パソコン等による記入でも差し支えない。(取扱規程第 4 章の 24(4) (5))
ただし、代理記入を行う場合であっても、施術管理者は、毎月、療養費支給申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があり、また、患者の症状(体を全く動かすことができない、重度の認知症など)により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合に、療養費の請求権者(被保険者等)の署名又は押印を被保険者等又は患者以外の者が代理で行ったときは、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者(被保険者等)との関係及び代理で署名又は押印した理由を申請書に記入すること。

(問 62-2) 施術管理者は、毎月、療養費支給申請書の確認を受けたうえで、患者（被保険者等）に署名又は押印を求める必要があるが、患者の症状（体を全く動かすことができない、重度の認知症など）により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 療養費の請求権者（被保険者等）の署名又は押印は、被保険者等が自ら又は被保険者等から許可を受けた患者が代理で行うものである。ただし、次のその他の者が代理で行う場合、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者（被保険者等）との関係及び代理で署名又は押印した理由を申請書に記入する。

①～④ (略)

(取扱規程第4章の24(4)(5))

(問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。

(答) 国民健康保険、退職者医療及び後期高齢者医療の場合、該当する給付割合を○で囲む。ただし、7割の場合は記入しない。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号の2)

(問 62) 施術管理者は、毎月、療養費支給申請書の確認を受けたうえで、患者（被保険者等）に署名又は押印を求める必要があるが、患者の症状（体を全く動かすことができない、重度の認知症など）により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 療養費の請求権者（被保険者等）の署名又は押印は、被保険者等が自ら又は被保険者等から許可を受けた患者が代理で行うものである。ただし、次のその他の者が代理で行う場合、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者（被保険者等）との関係及び代理で署名又は押印した理由を記入する。

①～④ (略)

(取扱規程第4章の24(4)(5))

(問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。

(答) 国民健康保険及び退職者医療の場合、該当する給付割合を○で囲む。ただし、7割の場合は記入しない。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)